

# 那 霸 市 公 報

第 1 7 6 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 地縁による団体の告示事項の変更について (まちづくり協働推進課) …… 1066
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について (建築指導課)  
…………… 1067

### ◇ 公 告 ◇

- 那覇軍港地権者等合意形成活動支援業務委託に係る制限付一般競争入札 (事後審査型) の実施について (平和交流・男女参画課) …… 1068
- 個人情報業務届出書の公表について (法制契約課) …… 1070

### ◇ 消防局訓令 ◇

- 那覇市消防職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令について …… 1073

### ◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて …… 1075
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて …… 1076
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について …… 1076
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について …… 1078

### ◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 職務代理者の氏名等の変更について …… 1079

---

---

告 示

---

---

那覇市告示第 115 号  
令和 2 年 6 月 2 日  
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 仲井真ハイツ自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の変更

(変更前) 氏名 野原 剛

住所

(変更後) 氏名 金城 孝

住所

那 覇 市 告 示 第 120 号  
令 和 2 年 6 月 16 日  
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指 定 番 号 : 第 1 号
- 2 指定道路の種類 : 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指 定 年 月 日 : 令和 2 年 6 月 16 日
- 4 指定道路の位置 : 那覇市字与儀後原 203 番 4
- 5 指定道路の幅員 : 4.00m
- 6 指定道路の延長 : 21.93m

---

---

**公 告**

---

---

那 覇 市 公 告 第 90 号  
令 和 2 年 6 月 8 日  
掲 示 済

那覇軍港地権者等合意形成活動支援業務委託に係る制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次の通り業務委託に係る制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名：那覇軍港地権者等合意形成活動支援業務
- (2) 業務箇所：那覇港湾施設内
- (3) 業務概要：那覇軍港の跡地利用の計画の検討については、平成 28 年度に作成した「那覇軍港跡地利用計画策定手順書（原案）」にて、那覇軍用地等地主会と那覇市の共同検討型で進めることとしている。  
那覇軍港の跡地利用の計画づくりを円滑に進めるためには、那覇軍用地等地主会と那覇市の相互信頼関係を築くことが重要であることから、これまで行ってきた地権者等との合意形成活動を継続して実施する。
- (4) 履行期間：契約日の翌日から、令和 3 年 3 月 19 日まで。
- (5) 最低制限価格：設定あり、開札後公表する。
- (6) 当該競争入札は、紙入札により実施する。
- (7) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に掲げる資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないもので

あること。)

- (4)本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6)那覇市内に事業所(契約可能な本店又は支店等)がある者であること。
- (7)那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に土木関係建設コンサルタントと登録されている者であること。※那覇市ホームページの「平成31・32年度登録業者一覧」でご確認ください。
- (8)主任技術者は、次のすべての資格を有するものとし、開札日において配置できること。
  - ・技術士(建設部門：都市及び地方計画)
- (9)本業務委託に際し、この公示、及び仕様書に合致した業務を確実に履行できる者で、過去5年間の間に本市その他の官公署と沖縄県内の駐留軍用地跡地利用に係る勉強会や説明会等の地権者等合意形成活動支援業務の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者であること。

### 3 本案件に関する質問・回答

- (1)提出期間：令和2年6月9日(火)9：00～令和2年6月12日(金)16：00まで。
- (2)提出方法：「質問書」を平和交流・男女参画課那覇軍港総合対策室へ直接提出するか、FAXで送付すること。(質問がなければ不要)
- (3)回答日：令和2年6月15日(月)
- (4)回答方法：那覇市平和交流・男女参画課那覇軍港総合対策室ホームページに掲載する。

### 4 入札及び開札日程

開札日時：令和2年6月17日(水)10時00分

開札場所：沖縄県那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所7階 701A会議室

注意事項：入札参加資格審査申請書等は、入札時に直接提出しなければならない。提出が無い場合には、入札に参加することができない。

5 入札保証金 免除する。

6 契約保証金 免除する。

7 前金払い 適用しない。

8 部分払い 適用しない。

### 9 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 10 落札の決定方法及び契約締結時期

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効入札をした者（以下、「落札候補者」という。）に順位を付する。なお、落札については、入札参加資格審査後に落札者を決定し、「落札者決定通知書」を送付する。落札決定の通知を受けたものは、通知を受けた日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。

## 11 入札金額に係る消費税の取り扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 12 その他

入札参加者は単体企業とし、特記仕様書、資格審査申請書等を熟読し、事前に当該委託業務、並びに入札事項について十分に理解して入札に臨まなければならない。なお、不明点等があれば、市担当者へ事前に問い合わせをして説明を受けること。

## 13 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（本庁舎 5 階）

那覇市 総務部 平和交流・男女参画課 那覇軍港総合対策室 担当 泉 隆志

T E L : 098-861-6906 F A X : 098-861-4092

那覇市公告第 128 号  
令和 2 年 6 月 19 日  
掲 示 済

## 個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年 6月 12日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	経済観光部 観光課			電話 862-3276 (内2286)
個人情報管理責任者	観光課長			
業務の名称	市内宿泊・飲食等消費促進クーポン事業			
業務の目的	那覇市民が市内宿泊施設を利用する際の宿泊費の一部を助成する事業。助成対象者が那覇市民であることを確認するため。			
個人情報の対象者	市内宿泊施設を利用する那覇市民			
業務の開始年月日	令和2年7月8日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期( 7 月～ 8 月) <input type="checkbox"/> 随時( )			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 2 年 6 月 15 日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部秘書広報課			電話862-9942
個人情報管理責任者	秘書広報課長			
業務の名称	広報なは市民の友令和2年7月号掲載 プレゼント発送業務			
業務の目的	広報紙への意見を市民から広く収集し、今後の紙面作成に反映させるとともに、市民に広報紙を身近に感じてもらう			
個人情報の対象者	プレゼント応募者			
業務の開始年月日	令和2年6月26日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期( 月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(令和2年6月26日～令和2年7月31日)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

---

---

**消防局訓令**

---

---

那覇市消防局訓令第 13 号  
令和 2 年 6 月 8 日  
公 表 濟

那覇市消防職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局  
局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

那覇市消防職員の人事評価実施規程(平成28年消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 条件附採用期間評価 地方公務員法第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件附である職員が同項に規定する条件附採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(被評価者の範囲) 第6条 定期評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、<u>臨時又は非常勤の職員</u>以外の職員とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第20条 [略]</p>	<p>(定義) 第2条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 条件附採用期間評価 地方公務員法第22条の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件附である職員が同項に規定する条件附採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(被評価者の範囲) 第6条 定期評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、<u>那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)第1条の臨時職員</u>以外の職員とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(会計年度任用職員の人事評価) 第20条 <u>地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項については、第3条から前条までの規定にかかわらず、消防局長が別に定める。</u></p> <p>第21条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この訓令は、令和2年6月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

---

---

## 上下水道局告示

---

---

那覇市上下水道局告示第 10 号  
令和 2 年 6 月 4 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 316 号
指定工事店名	親川設備工事社
営業所所在地	沖縄県那覇市繁多川 5 丁目 20 番 3 号
代表者氏名	親川 喜一郎
取消日	令和 2 年 6 月 1 日
取消理由	廃業したため。

那覇市上下水道局告示第 11 号  
令 和 2 年 6 月 4 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 427 号
指定工事店名	株式会社七色
営業所所在地	沖縄県中頭郡西原町字呉屋 69 番地 2
代表者氏名	大城 進一
取消日	令和 2 年 6 月 1 日
取消理由	責任技術者不在の為。

那覇市上下水道局告示第 12 号  
令 和 2 年 6 月 16 日  
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

## 那覇市上下水道局指定給水装置工事業者 (指定の更新)

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者	更新日
49	有限会社田端設備工業	島尻郡与那原町上与那原 408 番地の 2	田端 智	令和 2 年 6 月 11 日
51	株式会社新共電気工業	那覇市字国場 1183 番地 8	新垣 勇誠	令和 2 年 6 月 11 日
55	有限会社あおい設備工業	那覇市首里石嶺町四丁目 418 番地 20	津覇 馨	令和 2 年 6 月 11 日
56	有限会社環設備工業	那覇市安謝一丁目 18 番 5 号	久保田 光明	令和 2 年 6 月 16 日
58	有限会社丸宮産業	那覇市古波蔵一丁目 29 番 39 号	宮城 久季	令和 2 年 6 月 11 日
60	石橋工業株式会社	那覇市古島一丁目 30 番 地の 8	長浜 隆夫	令和 2 年 6 月 16 日
62	有限会社春水工業	浦添市前田一丁目 22 番 2 号	川上 浩司	令和 2 年 6 月 11 日
65	久建工業株式会社	那覇市小禄二丁目 6 番地 11	伊野波 盛文	令和 2 年 6 月 11 日
66	技研工業株式会社	那覇市曙三丁目 4 番 6 号	國仲 昌典	令和 2 年 6 月 11 日

那覇市上下水道局告示第 13 号  
令和 2 年 6 月 16 日  
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 (事業の廃止)

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
57	合同会社渡久地重工	那覇市楚辺二丁目 31 番 22 号	渡久地 政繁

**選挙管理委員会告示**

那覇市選挙管理委員会告示第 19 号  
令和 2 年 6 月 6 日  
掲 示 済

職務代理者の氏名等の変更について

令和 2 年 6 月 7 日執行の沖縄県議会議員一般選挙における投票区の投票管理者として選任した者を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 松田 義之

投票管理者

投票区	第 24 投票区	
投票所	与儀小学校	
旧	氏名	外間 喜伸
	住所	
新	氏名	上原 邦男
	住所	

